

## 一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者 : \_\_\_\_\_ : (以下「甲」という。) と、  
収集・運搬業者 : \_\_\_\_\_ : (以下「乙」という。) は、  
甲の事業場 : (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称等) \_\_\_\_\_

から排出される一般廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

### (法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則、その他関係法令を遵守するものとする。

### (乙の事業範囲)

第2条 乙は、事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

### (委託する一般廃棄物の種類、数量及び収集運搬料金)

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の種類、数量及び処理料金（処分料金及び消費税含む。）は、次のとおりとする。

種類 : \_\_\_\_\_ 数量 : \_\_\_\_\_ kg/月 処理料金 : \_\_\_\_\_ 円/kg  
種類 : \_\_\_\_\_ 数量 : \_\_\_\_\_ kg/月 処理料金 : \_\_\_\_\_ 円/kg

### (運搬先)

第4条 甲が、乙に収集運搬を委託する前条の一般廃棄物の運搬先は次のとおりとする。

運搬先の名称	運搬先の所在地
クリーンセンター東工場	堺市東区石原町1丁102
クリーンセンター臨海工場	堺市堺区築港八幡町1番70号

### (積替え又は保管)

第5条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の積替え又は保管を行わない。

### (再委託の禁止)

第6条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

### (義務と責任)

第7条 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、あらかじめ乙に通知しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の発生工程、性状及び荷姿に関する事項
  - (2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
  - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - (4) その他当該一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 2 甲は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、乙に対し速

やかにその変更の内容及び程度の情報を通知しなくてはならない。

3 甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適正に保管、管理しなければならない。

4 乙は、甲から委託された一般廃棄物を、その積込み作業の開始から、第4条に規定する運搬先における荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

5 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

6 乙が第4項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

### (契約の解除)

第8条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、その理由が甲の責任による場合を除き、当該一般廃棄物を乙の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

### (協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

### (契約期間)

#### 第10条

- ① この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。
- ② この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。また、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも異議がない場合には、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印